

第6回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月18日（月）13時30分～13時45分

2. 開催場所 大鰐町役場 議会議場

3. 出席委員 12 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山中 寛幸	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	大川 元樹	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員	山口 努	推進委員
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 渡邊 英晃 次長 齋藤 孝嗣 主事 澤田 吉伸

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第6回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中12名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） それでは、私の方から指名いたします。
3番の佐々木清春委員と、4番の外崎雅彦委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第10号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により整理番号3番については、私は一旦退出になります。
事務局より説明をお願いします。

事務局（澤田） 議案第10号について説明いたします。
（P1）整理番号1番は、三ツ目内字目屋沢出口の田・畑14筆35,826㎡を10年間使用貸借する申請です。
整理番号2番は、居土字狐平の田1筆3,561㎡を10年間使用貸借する申請です。

議長（高橋） 整理番号1番から2番について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、整理番号1番から2番については、異議なしとすることにいたします。
ここで、議長を会長職務代理者である、土岐委員に交代します。

（高橋藤人委員 退出）

議長（土岐代行） それでは、整理番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（澤田） （P2）整理番号3番は、長峰字駒木沢の畑1筆3,279㎡を売買により所有権移転する申請です。

議長（土岐代行） 整理番号 3 番について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（土岐代行） 異議がないようですので、整理番号 3 番については、異議なしとすることにいたします。ここで、議長を交代いたします。

（高橋藤人委員 入室）

議長（高橋） それでは、整理番号 4 番から 9 番まで事務局より説明をお願いします。

事務局（澤田） （P2）整理番号 4 番は、三ツ目内字水沢出口畑 3 筆 8,198 m²を売買により所有権移転する申請です。

（P3）整理番号 5 番は、唐牛字富岡の田 5 筆 7,755 m²を売買により所有権移転する申請です。

整理番号 6 番は、唐牛字貝羅木の田 1 筆 2,035 m²を売買により所有権移転する申請です。

整理番号 7 番は、唐牛字富岡の田 1 筆 2,928 m²を売買により所有権移転する申請です。

（P4）整理番号 8 番は、長峰字砂沢平の畑 1 筆 3,588 m²を 10 年間使用貸借する申請です。

整理番号 9 番は、長峰字杉浦平の畑 2 筆 3,079 m²を売買により所有権移転する申請です。

農地法第 3 条の許可要件を満たしていると考えられます。

議長（高橋） 整理番号 4 番から 9 番について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 整理番号 4 番から 9 番についても異議がないようですので、議案第 10 号は原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（澤田） 議案第 11 号について説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。

（P6～7）は、三ツ目内字目屋沢出口の田 3 筆 1,940 m²を農地中間管理事業により存続期間 4 年間使用貸借するものです。

（P8～9）は、三ツ目内字大堰口の田 2 筆 3,463 m²を農地中間管理事業により存続期間 4 年間使用貸借するものです。

（P10～11）は、居土字東田の田 1 筆 3,030 m²を農地中間管理事業により存続期間 1 年間使用貸借するものです。

（P12～13）は、苦木字長谷田の田 1 筆 1,993 m²を農地中間管理事業により存続期間 3 年間貸貸借するものです。

(P14～15) は、唐牛字福島の田 2 筆 3,782 m²を農地中間管理事業により存続期間 4 年間賃貸借するものです。

(P16～17) は、鯖石字広田の田 2 筆 9,747 m²を農地中間管理事業により存続期間 3 年間賃貸借するものです。

(P18～19) は、鯖石字浅瀬渕の田 2 筆 1,643 m²を農地中間管理事業により存続期間 1 年間使用貸借するものです。

(P20～21) は、八幡館字桜田の田 1 筆 278 m²を農地中間管理事業により存続期間 3 年間使用貸借するものです。

(P22～23) は、八幡館字川原の田 1 筆 5,479 m²を農地中間管理事業により存続期間 3 年間使用貸借するものです。

(P24～25) は、八幡館字泉田の田 1 筆 2,040 m²を農地中間管理事業により存続期間 3 年間使用貸借するものです。

(P26～27) は、苦木字熊野平の畑 2 筆 3,754 m²を農地中間管理事業により 10 年間賃貸借するものです。

議長（高橋） 議案第 11 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第 11 号については、異議なしとすることにいたします。

続いて、報告第 12 号、農地法第 3 の 3 条第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（澤田） 報告第 12 号について説明いたします。
(P29) 今回の受理は、4 件で田が 2 筆、畑が 13 筆の計 15 筆 27,362 m²が相続されました。

議長（高橋） 報告第 12 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 12 号は原案のとおり受理することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、第 6 回総会を閉会いたします。